

岡シ第 75 号
平成 30年 6 月 20 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅夫

財政援助団体監査の指摘事項の改善措置状況について(通知)

平成30年1, 2月実施の財政援助団体監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意

- 1 運用方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第119条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長(又は会長)でお願いします。

財政援助団体監査の指摘事項の改善措置状況(平成30年1, 2月実施分)

スター・ウォーズ展実行委員会委員長

1. 指摘事項

- (1) 実行委員会が施設等の使用許可申請及び使用料減免申請を行っていない。
- (2) 実行委員会として会計帳簿や収入・支出何書が確認できていない。
- (3) 決算書において収入及び支出に計上されていないものがある。

2. 改善措置状況

実行委員会による運営は、民間のノウハウの蓄積や機動的な運営を可能とするなどのメリットを享受できる反面、事務手続きや会計処理が必ずしも本市の関係規則に準拠したものとなっていない。

今般の指摘を踏まえ、係る事態を真摯に受け止め、改善点を盛り込んだ事務処理要綱を作成したところであり、事務処理及び会計処理等の一層の透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たしていくものです。

このような整理を踏まえ、指摘事項に対する措置は以下のとおりです。

(1)について

実行委員会は、特別展の開催に向け基本的かつ重要な事項の協議調整及び開会後の意思決定を行う最上位の機関であり、事前の十分な協議により早期に設置することとします。

実行委員会設置後、速やかに、関係条例に基づき所定の手続きの一つとして、施設等の使用許可申請及び使用料の減免申請を行います。

(2)について

特別展の運営に係る財源は、本市の予算に計上された負担金が充当されるものであります。またその支出は、「岡山市補助金等交付規則」に基づくものであります。

この点を改めて再認識するとともに、同規則はもとより「岡山市文書管理取扱規程」、「適正な会計処理の手続きマニュアル」等の関係規程を準用の上遵守するよう徹底します。

(3)について

決算書における収入、支出については、前記(2)と同様、関係規程に基づき適切な処理が行われるよう徹底します。